次期復興計画の策定について

基本的な考え方について

- 現行計画の終期は令和 2 (2020) 年度までであるが、本県は未曽有の複合災害に直面 しており、課題の解決に向けて長期的な取組が必要。
- 次期復興計画は、東日本大震災と原子力災害等からの復興に必要となる取組を総合 的に示す計画。総合計画のアクションプランとして位置付け、計画期間を<u>令和3年度</u> からの10年間とする。
- 復興の進捗状況に応じて生じる新たな課題等に対応するため、<u>適時、柔軟に見直し</u> を行う。
- 復興ビジョンに掲げる「基本理念」は復興に当たっての普遍的な理念であるため、 <u>その考え方を次期総合計画に継承するとともに、次期復興計画においても最上位の</u> 理念として明記。

【基本理念】

- 1 原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり
- 2 ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興
- 3 誇りあるふるさと再生の実現
- 復興に向けた取組を着実に進めるため、<u>総合計画の県づくりの柱である「しごと」、「ひと」、「暮らし」との整合性を図るとともに、避難解除地域等の復興に重点を置いた「基本目標」を新たに設定。</u>

【基本目標(案)】

- 1 避難解除地域等の復興
- 2 自立的・持続的な「しごと」づくり
- 3 未来を担う人材の育成・つながり
- 4 安全・安心な暮らし
- 〇 令和元年12月20日に閣議決定された「「復興・創生期間」後における東日本大 震災からの復興の基本方針」や「福島復興再生特別措置法に基づく福島復興再生基本 方針」等との整合性を図る。

【参考】

1 現行計画と次期計画

	現行計画	次期計画
対象災害	・東日本大震災	・東日本大震災
	• 原発事故	・原発事故
	・平成23年に発生した新潟・福島 豪雨(7月)、台風15号(9月)	・平成23年に発生した新潟・福島 豪雨(7月)による災害
	による災害	・令和元年に発生した台風第19号とその後の大雨による災害 (これまでの復興の取組に影響を 及ぼすものに限る)
対象地域	・全県	・全県
基本理念	・復興ビジョンに明記	・計画に明記 (次期総合計画に継承)
基本目標	_	・計画に明記
その他	・5つのエリアごとに「地域別の取組」を記載※相馬、双葉、いわき、 中通り、会津	・各エリア共通の課題・取組と、重点的に取り組む必要がある避難解除地域特有の課題・取組などを計画本体に記載し、「地域別の取組」は記載しない。

2「復興・創生期間」後の基本方針で示された取組

原子力災害被災地域
①事故収束 (廃炉・汚染水対策)
②環境再生に向けた取組
③帰還・移住等の促進、生活再建等
④福島イノベーション・コースト構想を軸
とした産業集積等
⑤事業者・農林漁業者の再建
⑥風評払拭・リスクコミュニケーションの
推進
⑦地方単独事業等